



報告: ケアラー支援フォーラム2021

条例化で何が変わるか・変えるか?!

日本ケアラー連盟理事/社会福祉士 中嶋圭子

2022年3月6日、「ケアラー支援フォーラム2021」をオンラインで開催しました。

「条例化した自治体によるパネルディスカッション」では、埼玉県、茨城県、北海道栗山町の先行自治体の3人のキーパーソンの方から、条例化することの効果や成果についてお話しいただきました。

条例化は、ケアラー支援政策・施策を自治体政策の中に位置づけ、具体化する、確実な一歩となることが確認できました。

■埼玉県ケアラー支援条例(2020年3月31日施行)

吉良英敏さん

(埼玉県議会議員・自民党ケアラー支援条例PT事務局長)

条例制定の背景には、高齢化のスピードが全国一で、ケアラーへの社会的・政策的支援が必要だったことと、市民団体の活動、当事者の声、議員提案条例数全国一の議会の後押しがあった。

会派内で政策検討を始め、多くのヒアリングや勉強会、現地調査に出向き、条例案を作成した。制定のプロセスにおいてパブリックコメントを実施するなど、議会内だけでなく広く合意形成を図ることに留意した。

条例化の効果は、①ケアラー・ヤングケアラーを社会的に認知し、②すべてのケアラーが個人として尊重され、社会的に孤立しないよう、社会全体で支えることを明確にし、③関係者・機関の役割と責務を明確にし、④主要な施策、推進計画を定めたことである。主要な施策については有識者会議を設置し、ケア

ラー・ヤングケアラーの実態調査を実施、「支援計画」(2021~23年度)を立て、ケアラー・ヤングケアラーを支えるための体制づくりを行っている。啓発・広報の推進、市町村での総合相談の実施やアドバイザー派遣、地域におけるサロンの立ち上げ支援、人材の育成研修、ヤングケアラー支援のためのサポートクラス(出張授業)の実施など、具体的な支援体制を整備しつつある。2021年度には1億8800万円の予算が組まれた。

今後は、レスパイトの充実や明確なケアラー支援拠点の設置、市町村との連携を展望したい。

■茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例(2021年12月14日施行)

鈴木将さん

(茨城県議会議員・自民党ケアラー支援に関するPT座長)

茨城県議会は、最近5年間の議員提案条例数が全国2位。埼玉県のケアラー支援条例を学びながら、精査と合意形成を丁寧に行うことに留意し、条例化の作業を進めた。条例名は「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」とし、ケアラーの尊厳と社会的孤立防止、次代を担うヤングケアラーの教育機会の確保を明記し、すべてのケアラーの支援に関する施策の基本事項を具体的に規定するとともに、定期的な実態調査の実施も盛り込んだ。

条例制定までの流れは、①自民党政務調査会内にPTを発足、②各種調査(関係団体との意見交換、執行部説明等)、③条例案の作成・検討、④パブリックコメント



パネルディスカッションのスクリーンショットより: 吉田義人さん(左上)、吉良英敏さん(左下)、鈴木将さん(右下)、中嶋圭子(右上)



の実施、関係機関・団体への意見照会、⑤パブリックコメント等の結果を踏まえ精査、⑥条例案を上程、である。

条例の効果は、初年度(2022年度)当初予算として900万円が生まれ、ケアラー・ヤングケアラーの実態調査(現状や支援ニーズ、認知度の把握)、理解促進と認知度向上の取り組み(県民向け啓発動画作成、大学・高校・中学における広報、市町村支援機関等による支援検討会実施)、有識者等からの意見聴取(推進計画、支援策に反映)など、着実に取り組みが始まっていることである。

■栗山町ケアラー支援条例(2021年4月1日施行)

吉田義人さん

(栗山町ケアラー支援室参与)

栗山町では2010年に、ケアラー実態調査をケアラー連盟とともに実施し、ケアラーの切実な声と実態を把握した。「社会から孤立していると感じる」「経済的に苦しい」「買い物や通院ができない」「親亡き後の障害のある子どもが心配」などの叫びが聞こえてきた。介護保険などの制度任せでは対応できないと判断し、社会福祉協議会を中心に、ケアラー手帳の配布、ケアラーズカフェの開設、ケアラーサポーターの養成、アセスメントシートの導入などを進めてきた。

10年間の活動からは、①ケアラー支援はコミュニティの再生であること、②介護保険制度では対応できない問題があること、③ケアラー支援は介護の社会化への先行投資であること、④行政や町民の役割を明確にする必要があること、が見えてきた。

2015年に2回目の実態調査を実施したところ、若い

世代の85%が将来の介護に不安を感じており、町内のケアラー世帯も15%から19%に増えていた。こうしたことから、社協の活動だけでは限界があり、行政内部のネットワーク形成や予算措置が必要であることを痛感し、条例制定に取り組むことを決意した。

条例制定が町長の公約となり、ケアラー支援をまちづくりのベースとなる施策に位置づけた。条例化されたことで公的支援策として継続性を担保することができた。



2022年5月1日現在、全国で9自治体が条例化を実現しており、2自治体が6月議会での制定を目指していると聞きます(ケアラー支援条例一覧参照)。

3人のパネリストのお話からは、次の5つの条例制定の意義と効果が見えてきます。

- ①ケアラー・ヤングケアラーの存在を社会的に認知する
- ②ケアラー・ヤングケアラーが抱える問題を、社会的に解決すべき問題として認識し、社会的支援の対象として位置づける
- ③すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現する
- ④支援施策や支援体系を定める(社会的支援・個別支援)
- ⑤既存のフォーマル・インフォーマルな支援やサービスに公的根拠を与える

誰もが介護する・される時代、「ケアラー支援」政策がなければ、総介護社会は持続できません。ケアラー支援を、国や自治体の政策の中にしっかり位置づけ、共倒れや孤立を防ぎ、ケアラー自身の人生を支援する社会のしくみづくりが急がれます。

<ケアラー支援条例一覧>

2022(令和4)年5月1日現在

	条例名	公布	施行	提案
都道府県	埼玉県ケアラー支援条例	令和2年 3月31日	令和2年 3月31日	議員(自民党)
	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例	令和3年12月14日	令和3年12月14日	議員(自民党)
	北海道ケアラー支援条例(仮称)	令和4年 3月31日	令和4年 4月 1日	首長
政令市	さいたま市ケアラー支援条例(仮称) 骨子案	パブリックコメント終了→6月議会		首長(公約)
市区町村	栗山町ケアラー支援条例	令和3年 3月19日	令和3年 4月 1日	首長(公約)
	名張市ケアラー支援の推進に関する条例	令和3年 6月30日	令和3年 6月30日	首長
	総社市ケアラー支援の推進に関する条例	令和3年 9月 9日	令和3年 9月 9日	首長
	浦河町ケアラー基本条例	令和3年12月14日	令和3年12月14日	首長
	備前市ケアラー支援の推進に関する条例	令和3年12月24日	令和3年12月24日	首長
	那須町ケアラー支援条例(仮称)	令和4年 3月31日	令和4年 4月 1日	議員(総務産業委員会)
	入間市ヤングケアラー支援条例(案)	パブリックコメント終了→6月議会		首長(公約)



報告：オンラインシンポジウム

ヤングケアラーの相談の場をつくる

日本ケアラー連盟理事/立教大学助教 田中悠美子

ヤングケアラー支援が国の政策課題として議論され、いくつかの自治体では相談窓口ができてはじめています。2月27日(日)、日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクトは、オンラインシンポジウムを開催し、子どもたちの相談を受けることの意義や枠組みについて確認するとともに、国や先駆的な取り組みをされている自治体、学校現場、地域、ケアラー当事者の方々からご報告をいただきました。

ヤングケアラーにとって声をあげやすい環境づくりなど、当事者にいかに近づいていけるか、相談から支援につなぐ体制をどうつくるかが重要であることが明らかになりました。参加者は約300名でした。

●基調講演

ヤングケアラーとの相談に求められるもの

森田久美子さん(立正大学社会福祉学部教授)は、ヤングケアラーの置かれている状況やヤングケアラーが自ら相談することの難しさについて示したうえで、ヤングケアラーが相談しやすい環境づくりとして、①気かけ、つらいことはないか尋ねてくれる、②尊重され、安心できる場である、③身近な相談と解決に向けた相談が連動する、④相談する力を高める機会がある、ことが必要であると提起されました。

●特別報告

ヤングケアラー支援施策の状況

内尾彰宏さん(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室室長補佐)からは、国が行っているヤングケアラー支援施策の状況(プロジェクトチーム、実態調査、啓発事業)についてご報告いただきました。また、神戸市の岡本和久さん(神戸市福祉局政策課こども・若者ケアラー支援担当課長)からは、全国に先駆けて「こども・若者ケアラー」の相談支援体制を整備してきた取り組みの実際についてご紹介いただき、「相談窓口をつくっただけでは解決できない」ことや「子どもたちが話しやすい多様な場」「相

談から支援につなぐコーディネート機能」の必要性についてお話しいただきました。

●パネルディスカッション

教育現場、地域・ピアサポート、当事者から

上原美子さん(埼玉県立大学保健医療福祉学部教授)からは、学校でヤングケアラーの子どもたちに気づき、話を聴き、支援につないでいく体制づくりについてお話しいただきました。西迫愛さん(横浜ヤングケアラーヘルプネット/つるみヤングケアラーラボ)からは、地域で身近に話せる場の提供やピアサポートづくりの実践的なお話がありました。ほなみさん(当事者)は周囲に求めることとして、「理解をしてくれる人や話を聴いてくれる人であれば、正直誰でもいい」と率直に話され、その後、岡本さんも交えて意見交換を行いました。



ヤングケアラー支援に関する国の動向

- ◆令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
- ・「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(令和4年3月、株式会社日本総合研究所)によれば、家族の世話をしている小学6年生6.5%、大学3年生6.2%。
- ・「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究報告書」、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和4年3月、有限責任監査法人トーマツ)には、連携して行なう支援のポイント、アセスメントシート、他機関連携のチェックリストなど記載。厚労省・文科省より都道府県等の各関係機関に事務連絡発出。
- ◆「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」(厚労省子ども家庭局、4月1日から適用)には、ヤングケアラー実態調査・研修推進事業、ヤングケアラー支援体制構築モデル事業(ヤングケアラー・コーディネーターの配置など)等について記載(国の補助あり)。



オンラインシンポジウムの発言者と事務局の皆さん



FIT チャリティ・ラン 首都圏リレーシンポジウム
条例化とヤングケアラー支援をテーマに開催
 2022年1月23日 ●千葉シンポジウム

ヤングケアラー支援シンポジウム「ヤングケアラーの声は届くか 介護があるから、学業も交友も…家族だから当たり前？」が、ケアラー支援ネットワーク協議会と日本ケアラー連盟の主催で開催されました。

澁谷智子さん（成蹊大学教授）からヤングケアラーの実態・調査研究・日本の家族変化・イギリスでの支援事例等の講義があり、次に吉良英敏さん（埼玉県議会議員）は、「ケアラー支援条例」を制定する動機・プロセス・現在の活動を熱く語られました。後半のパネルディスカッションでは、子ども食堂主宰者からヤングケアラーをなかなか把握できない現状がある一方、学習支援では深刻な事例もあるという報告がありました。

スターツおおたかの森ホール（流山市）の会場参加は86名、ZOOM参加は291名、市職員や市・県議会議員、民生委員児童委員、さらにZOOMでは全国のさまざまな専門職やヤングケアラー支援団体、大学関係者などの参加があり、反響の大きさを感じさせられたシンポジウムでした。（ケアラー支援ネットワーク協議会代表/NPO法人ケアラーネットみちくさ代表：布川佐登美）

- 5月より事務所が移転しました
- 事務所の開所日が金曜日から月曜日に変更になりました

新住所は「新宿区新宿1-24-7ルネ御苑プラザ513」です。地図はHPをご覧ください。4団体でオフィスをシェアしています。

電話の受け付けは、祝日を除く月曜日の13:00～17:00です。その他の曜日は、原則メールでのリモート対応となります。

お知らせ

連盟アピール
「ケアラー支援法（仮称）条例の実現に向けて」を公表

いま、ヤングケアラー支援に係る法案や条例化の動きがありますが、私たちは基本的に全世代のケアラーを対象とした包括的なケアラー支援法（仮称）や条例が必要と考えています。ヤングケアラーは若者になり大人になっていきます。また、子どもは大人のケアラーを手伝っていることも多く、ヤングケアラー支援には子どもと家族への包括的支援の観点からのアプローチが不可欠です。

全世代を対象としたケアラー支援法（仮称）や条例の中にヤングケアラーの特性やニーズに即した支援を位置づけ、切れ目のない支援を提供できる体制の構築こそ基本と考え、4月1日、ホームページにアピールを公表しました。ぜひ、全文をご一読ください。（事務局）

ご寄付ありがとうございました

2021年度（2021年4月～2022年3月）

浅野一恵、児玉真美、児玉幸弘、五島良平、田中信行・恵子、中嶋圭子、野邊牧、堀越栄子、山口麻衣、吉野剛史、神奈川ロイヤル株式会社、株式会社サンテックス、株式会社タンタカ、株式会社DアンドMカンパニー、ロイヤルハウジング株式会社、ロイヤルリゾート株式会社、匿名32名・5団体（五十音順、敬称略）。寄付申込用紙に公表可と記載の方のみ掲載しております。

《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには

一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同してくださる方（個人）は、どなたでも申し込みできます（会員は法的には「社員」と呼ばれます）。

〈年会費〉正会員（社員）：5,000円／年 ＊総会の議決権があります。
 応援会員（個人）：1口 2,000円／年
 応援会員（団体）：1口 10,000円／年

〈定款〉 <https://carersjapan.com/about/teikan/>

〈入会申込み〉 FAX（またはEメール）でお申し込みください。
<https://carersjapan.com/supportus/>

★FAX 新番号が開通次第HPでお知らせいたします。

★Eメール info@carersjapan.com

●寄付するには

一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄付により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄付いただけます。マンスリー寄付は、月500円から受け付けています（HPをご覧ください）。

〈寄付申込み〉 FAX（またはEメール）でお申し込みください。
<https://carersjapan.com/supportus/>

【会費・寄付金入金先】

郵便振替 口座番号：00100-9-789904

加入者名：一般社団法人日本ケアラー連盟

銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号：2958743

（普通）口座名：一般社団法人日本ケアラー連盟